

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和元年 12 月 24 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
-----------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
--------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900322号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900082号

第1 結論

請求者のA社B工場(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和54年9月30日から同年10月1日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

昭和54年9月30日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和54年9月30日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和54年9月30日から同年10月1日まで

A社B工場に勤務していた期間のうち、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。C社に昭和54年4月1日に入社し、同日付けでA社B工場に出向となったが、半年後の同年10月1日に出向が解除されC社へ戻った。請求期間も継続して勤務していたので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の加入記録、企業年金連合会から提出された加入員記録、D健康保険組合からの回答、A社B工場における請求期間当時の総務担当者の陳述及び複数の同僚の回答から判断すると、請求者は、請求期間においてA社B工場に継続して勤務(昭和54年10月1日にA社B工場からC社B工場に異動)し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和54年9月の標準報酬月額については、請求者のA社B工場における厚生年金保険の被保険者原票及び企業年金連合会から提出された加入員記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和54年9月30日から同年10月1日までの期間について、請求者の厚生年金保

険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているが、昭和 54 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日までの期間について、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失年月日を昭和 54 年 10 月 1 日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 9 月 30 日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年 9 月 30 日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の同年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900320号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900081号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和47年8月1日から昭和48年2月1日まで
② 昭和48年6月1日から昭和50年5月1日まで
③ 昭和50年5月1日から昭和51年9月1日まで

A社で勤務した期間のうち、厚生年金保険の加入記録に空白があるが、昭和50年4月30日まで請求期間①及び②も継続して勤務していた。また、B社における厚生年金保険の被保険者記録は、昭和51年9月1日からとなっているが、同社には昭和50年5月1日に入社し、請求期間③から継続して勤務していた。請求期間①、②及び③の記録を調査の上、訂正してほしい。

第3 判断の理由

I 請求期間①及び②について、A社は、昭和52年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に亡くなっていることから、請求者が当該期間において、同社に勤務していたことを確認することができない。

また、請求者は、請求期間①及び②当時の給与明細書等、保険料控除を確認できる資料を保有しておらず、A社に係る閉鎖登記簿謄本により確認できる当該期間の取締役は請求者の同社に係る資料を保有していない旨回答していることから、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者原票において、請求者は、昭和44年10月1日に被保険者資格を取得し、昭和47年8月1日に喪失、その後、昭和48年2月1日に再度資格取得し、同年6月1日に喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致している上、遡っ

て訂正された等の不自然な処理は見受けられない。

- 2 請求期間③について、雇用保険の加入記録により、請求者は昭和 51 年 5 月 21 日にB社において雇用保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、B社は、平成 24 年 8 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に亡くなっていることから、請求者の請求期間③のうち、昭和 50 年 5 月 1 日から昭和 51 年 5 月 20 日までの期間に係る勤務について確認することができない。

また、請求者は、請求期間③当時の給与明細書等、保険料控除を確認できる資料を保有しておらず、B社に係る閉鎖登記簿謄本により、当該期間当時の事業主が亡くなった後に就任した代表取締役及び登記記録を閉鎖した際の代表取締役に対し照会を行ったものの、回答を得られないことから、同社における請求者の当該期間に係る厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録により、B社において請求者と同じ（昭和 51 年 9 月 1 日）に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、所在が確認できる 6 名及び請求期間③のうち、昭和 50 年 5 月 1 日から昭和 51 年 5 月 21 日までの期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得及び喪失し、所在が確認できる 12 名、合計 18 名について、雇用保険の記録を確認したところ、雇用保険の記録が確認できた 16 名は全員、雇用保険加入後に厚生年金保険に加入しており、雇用保険と厚生年金保険の資格取得年月日は符合していないことが確認できる。

- 3 このほか、請求者の請求期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。